

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 和解の相手方

市外在住 男性

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 8,538,358 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金のうち、概算払いした 1,308,602 円及び全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われた 4,575,175 円を合わせた 5,883,777 円を差し引いた 2,654,581 円を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、本件事故に関し、合意書に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 平成 25 年 10 月 23 日 午後 2 時 35 分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市立小学校（教室内）
- (3) 事 故 の 状 況 学校の管理下である教室内での帰りの会の時間中、複数児童が関わる中で相手方が左足を負傷し後遺障害を負ったもの